

町長・教育長の平成19年度町政執行方針に対し 会派代表者5名が重点施策を正す。

(予算編成概要については、「広報とうべつ4月号」をご一読願います。)

代表質問

町長は次期の総合計画を どう考えているのか



島田 裕司 議員
(緑風会)

再構築プランと次期の

総合計画について

問 平成十九年度は次期総合計画の策定に着手することのことだが、町の財政状況や、再構築プランがまだ二年残っている今の時期に策定する必要があるのか。町長の考えている次期の総合計画とはどんなイメージを持っているのか。又、平成二十

一年度以降も今と同様な再建プランを引き続き策定する考えなのか伺う。町長 地方自治法第二条四項に市町村は業務処理に当たり、議会の議決を経て、地域の総合的計画的行政運営のために基本構想を定めなければならないと規定されている。

第四次総合計画は来年二十一年に終わり、行政システム再構築プランも二十一年に期間が満了する。行政改革の中、行政運営の舵をうまく取るように、計画に空白期間があつてはならないので二十一年に終了後、直ちに二十一年から次期総合計画をスタートさせた

い。次期総合計画は十年スパンの町政全般を視野に入れた構想で、前期は財政健全化に努め、後期は戦略的施策や事業に取り組み事とし、少子化対策や美しいまちづくり対策

に力を入れたい。計画策定にあたっては、早期からの住民参画と協働の考え方で策定を進めていきたい。

再構築プランの終了後も引き続き財政健全化に取り組み必要があるが、新たに再構築プランを策定する考えはない。新構想の基本計画部分に連動し財政健全化プランを別途定めていきたい。

事務事業の

見直しについて

問 平成二十一年に向けて、現在の行政推進員制度を抜本的に見直すところがあるが、この制度を廃止し、新しい制度をつくるということなのか。

次に、除排雪制度の見直しについてだが、新年度においては、行政はこれら二十六の町内会との議論の経緯を踏まえ、補助するところには補助し、行政と住民の役割分担を明確にした中で、協働による除雪体制で臨んでいただきたい。さらに、除雪の委託方法についても検討すべきではないのか。

町長 行政推進員制度は町内会長さんが町から行政推進の仕事をお願いして仕事が無くなるのではと考えて、平成二十年度で廃止を前提に、地区に課長職以下の担当職員を配置し地域の実情、情報を吸収し、町内会活動に関心ある方と連携をとる。行政推進員というかた苦ししい名称でなく地域の行政サポーター的立場で役場の担当課長などと連絡を取り合いスムーズな形で行政と地域とが連携をとれるように、本年度は時間をかけ、住民と行政が一体となる情報のまちづくりをより一層推進したい。

除排雪は早い段階から見直しの議論をしており、除排雪作業のあり方は当別町雪対策町民協議会で行政指導型の除雪・排雪体制から、協働型への移行に協議を重ねてきました。大部分の住民は雪処理は従来どおり行政が行うべきと考えており、実際には住民の間に浸透していかなかった状況は行政の進め方にも十分だったと言えないこと

を率直に認めるところだが、除排雪住民説明会に九十%以上の方が足を運んでいただけなかったことは住民にも十二分に考えてもらわなければならない。

除排雪事業打合せ会議で今年度から地方交付税のさらなる大幅削減見通し等で財政状況が厳しくなり、除排雪費は大幅見直しが必要で生活道路の排雪費は予算計上でできなくなると申し上げて、排雪区域の二十六町内会が生活道路の排雪を自主的に取り組むための組織、当別町雪対策町民協議会が町内会と一致して行うことを担保に二十六町内会が足並みをそろえ、住民とともに排雪をするので何とか支援をという要望があり、その結論を受け、職員費二億削減していたが、職員組合とも本心で話をし、さらに二千万の削減分を財源とし、生活道路の排雪、一回につき二分の程度で助成で、二回までとし、今回予算提案した。除排雪の委託方法だが、各業者が組合化し一

社となり、効率化の結果、二億六千万から六千万削減となった。さらなる削減のために個々の業者が競争する方法で効率よく仕事をしていたかどうか、組合とも協議に入る。

住民にも浸透したようです。
(粗大ごみ回収)



粗大ごみなどの不法投棄のない町づくり
問 昨年の十月より一般家庭ごみの有料化が実施されているが、粗大ごみの出し方については、これまでと異なりかなり面倒な手続きが必要である。十月からの実績からみて、出せないで粗大ごみが家庭に眠ってきているのではないか。不法投棄の未然防止のために

も、日曜日などに町民が指定された場所に自己搬入する方法などの対策を検討すべきである。

町長 粗大ごみの収集方法についても、昨年十月実施した家庭ごみ有料化に合わせ、サービス事業として戸別収集に見直ししてきた。今粗大ごみの排出量として大体年間四百四十トンくらいであり、家財道具が比較的多い状況であり、そういう中で大きなごみは持ち運びが困難という事情もあり、議論の末、電話で問い合わせをし、納得したらシールを貼って、指定された日に出すという方法が、今のところ最善の方法だということだ。スタートしている。原則的に多くの住民意見でルールが定まったばかりであり、周知に努めながら、ご発議の方法も試験期間を設けたく、成果が上がるようなら、十分また大方の意見と比較して実行できるのではないかと思う。

農地・水・環境保全向上対策について

問 二月に農業者に対し

事業制度の説明会がなされたが、この事業の予算は、いつ計上するつもりなのか伺う。

町長 現在、北海道のヒアリングを受けており、その結果を踏まえ、四月上旬から当別のどういった町民の方々がどういった事業をするのかを推して、六月議会に予算を提案する準備である。

町民と対等、平等、同じ目線の協働で信頼関係を

後藤 正洋 議員
(清流)



排雪費の補助の考え方は

問 十九年度の排雪について予算を作成する必要から、既に二十六町内会長との除排雪に関する

一部合意がなされ、町は一部補助という形で予算を組んでいます。初年度半額補助というのは、学生世帯、あるいは保護世帯などの問題もあり、町内会にとってはきつい対応だと思います。今後十八年度の剰余金等を見きわめて、一定程度積み上げをし、住民との合意のもと段階的に軽減をしていくというような方法も考えられると思いますが、そういう対応ができないのかどうか、その点について伺いたい。

町長 除排雪事業のあり方は当別町雪対策町民協議会で、行政指導の除排雪体制から協働型への移行に協議を重ねてきたが、住民のほとんどが、雪処理は行政が行うべきと考え説明会の出席は十%前後のため二月九日に生活道路排雪費の予算計上をできないので、生活道路の除雪は従来どおり町が実施するが、雪が多くなると踏みつけ除雪になり、排雪は各町内会で対応いただきたいと説明をしたところ、排雪区域二十六町内会が一致結束

して自主的な活動として排雪事業に取り組むことを前提に二月二十一日、排雪区域二十六町内会長連名によって排雪費の支援の要望書が提出され、さらに二十八日には排雪区域の二十六町内会が生活道路の排雪に自主的に取り組むため組織、当別町雪対策町民協議会が立ち上がり、改めて町内会が一致して行うことを一種の担保にして、排雪費の支援について要請があり、排雪費の一回当たり二分の一、二回までを町が助成する決断をし、財源不足の中あえて職員費を二千万円財源とし、本定例会に提案した。

また、除雪費の一部負担に至る経緯は平成十七年二月十七日、行政推進員対象として会議を開き、現行の行政主導型除排雪のあり方を協議し、十月六日に、除雪について仮の当別町雪対策町民協議会の必要性を議論し、十八年一月十三日、全町民に向けて雪の緊急対策チラシを町は全戸配布した。一月三十一日、行政推進員会議で、他の町村の

事例を説明し、二月十六日には行政推進員十名と当別環境整備協同組合代表とで当別町雪対策町民協議会を設立。三月十四日に議会で一部住民負担を答弁し、九月二十五日から十月二日に行政推進員のところへ町職員が出向き一部負担のあり方などについて意見を聞き、九月二十八日、二十九日には、町内会単位に、役員の方々と町の建設水道部の職員との懇談をしている。

十一月には当別町雪対策町民協議会で住民負担は世帯数を対象に算出の基礎に話し合いをし、十八年十一月十日の行政推進員会議で一部負担の説明会を開催する旨お知らせした。
当別町の十八年度除雪の請負契約額二億千六百三十万円では、万一、三回目の生活道路の排雪が必要になった場合、契約の中ではできないので、早速、十三日建設常任委員会に住民説明会に入る報告をして、十一月十五日から三十日まで各町内会の住民説明会の開催に

及んだ。そして十二月四日、当別町雪対策町民協議会で生活道路の三回目の排雪についての確認をして、同月四日に周知依頼を各町内会長にお願いしている。そして五日には、さらに再度、建設常任委員会を開き、全町内二十七町内会、十一回の説明会を開催した旨報告をしている。

十二月六日から八日には、私自身と職員二名とで排雪の問題についてご理解を進めてもらいたく、全会長のお宅を訪問し、さらに七日、八日は担当部長・課長が町内会の全副会長さんのところをお願いに歩き、十二月十二日に第六回の当別町定例議会での一般質問に経過説明をしている。十九年一月十五日、除排雪事業打合せ会議を開催して、排雪費の一部負担について、各町内会のご意見を聞き、十九日には雪対策町民協議会で排雪に対する各町内会の意向を聞いている。この時点で四町内会ほど理解が得られなかったが、そのうち二町

内会は町職員が個別調査で一戸残らず対応をしたところ、会長のご意見とは違い一部負担に理解する人の方が五十%以上上回っていた実情である。二月二十八日も雪対策町民協議会を開催している。

議員は、強権的に強圧的に進めてはいなかったかという懸念を示されたように私は思うが職員がこの間、実にトータル千八百時間の時間を費やしており、今申し上げた形で、平成十七年二月から議論を進めて、各町内会さんにお願いを進めてきた経過で本年度の冬を迎えたわけで、十九年度からは、さらに厳しい除雪財源の中でいろいろと考

えていただきたい。協働の基本姿勢は 問 本当の意味で住民との協働を求め、あくまで単独で町財政の立て直しをしようとするならば、町長が言うように町民を対等の立場でとらえて共に助け合うという精神でなければ、これまで百三十有余年かかって築き上

げてきた行政と住民との信頼関係が大きく崩れると、私は懸念をしていますが。住民と同じ立場で、対等の立場で、同じ目線で、ともにまちづくりを進めるということを再認識すべきと思いますが、その政治姿勢について伺いたい。

町長 再構築プランの具体的取り組みに掲載した協働の指針は、現在策定の最終段階で、本年度中に完成する。

協働とは行政と住民が共通の目的のもとに地域の課題を解決するために対等の立場でともに協力して取り組むことと考えている。協働の指針に述べられているが、当別町をよくするために、町民も行政も意識改革を行いながら対等な立場で地域の活動を解決していくことが重要であり、住民負担などは行政と地域が話し合いを重ね、地域の課題を解決していく中で、お互いの合意のもとに負担の程度が決まってくる

総合計画の目指すものは 問 国からの交付税は、依然厳しい状況が続くと予想されます。そういう中であって、法で定められた総合計画の策定をしなければならぬことはある意味でつらいことだと思います。策定に当たって何を前提にどのようなまちづくりを目指すのか伺いたい。



お年寄りも子どもも楽しそう。寿大学での1コマ・・・

町長 再構築プランの見直し、総合計画策定の考え方で、少子高齢化が間違いなく到来してくることは従来の行政運営を続けていけば税収減、支出増が続くことを意味して

いる。次の総合計画は、短期的には財源不足の対応が必要で、長期的には少子高齢社会への対応が迫られることを踏まえ、計画の中で抑制する部分と伸ばす部分のメリハリをつける必要がある。計画策定の早い段階から住民参画の手法を導入し、協働の考え方に基

保育所再編と認定こども園について

桐井 信征 議員
(公明クラブ)



子育て支援センターの充実について 問 行政システム再構築プランに子育て支援セ

ンターの運営は住民と行政がそれぞれの立場で役割と責任を果たす協働の観点から、行政のみが担うではなく、町内会、地域の高齢者やボランティア等を巻き込み、利用者の立場に立った機能の充実を図る必要とある。子育て支援の推進にある子育て支援センター、子育てサポートのせわやき隊、子育てサークル、ファミリーサポートシステムは、協働の観点から、行政、地域、ボランティアがどのような役割を果たさなければならぬか説明を願いたい。

町長 子供を持ちたいと思う人が安全に安心して子供を産み育て得る環境づくりが求められている。十九年度もそういう姿

勢を貫きたく、基本構想でも重要施策として考えている。子育て支援センターは今年度より、新たに臨時保育士を一名増やし四名とし、各種事業は、遊びの広場、子育てサロン、子育てサポートによる、十五名のとうべつせわやき隊に参加してもらい親子と触れ合い子育て

で支援センターと協働で子育て家庭の支援を進めていく。また、十六の子育てサークルがあるが、子育て中の家庭がグループ単位で集まり互いに子育ての悩みだとかを相談しあったり、子育て中の家庭の支援などの目的で自主的に結成されるものであるが、引き続き保育士派遣など、子育てサークルの活動の支援をしていく。



地域の子育ての支援の仕組み
ファミリースポーツシステム

ファミリースポーツシステムは育児の手助けができる協力会員五十六名、育児の手助けが必要な利用会員八十六名が会員となり、有償ボランティア

で、地域での子育て家庭を支援する仕組みであり、平成十八年四月一日からゆつゆ24にファミリースポーツセンターを委託し着実に知名度、利用実績が伸びており、二月末現在で二百二十七件の利用実績となっている。

保育所再編と認定こども園について

問 僻地保育所の入所児童数の減少で、認可保育所の統合はやむを得ないと思うが、地域の理解や児童の足の確保が十分できているのか、今後の対応について伺う。また、保育所の建てかえ計画にあわせ、国が示した幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ認定こども園の早期開設を目指すところがあるが、この厳しい町財政の中、慎重な検討が必要と思う。町長は住民で組織する検討会を設置し、いろいろな角度から検討を加え結論を出すところ。私は次期総合計画との位置づけもあると思うので、これらの併合性や協働の指針にもある住民参加であるパブリックイン

ボルブメントを取り入れ住民の合意のもと進めていただきたい。町長 これまでも常設保育所に統合した僻地保育所の子供たちの対応は、安全・安心に通所してもらうために保育士を車に同乗して送迎するようしているか、自主的に通所する場合は通所する交通費を支給するなどして対応している。東保育所建てかえ事業と幼保一元化は十七、十八年の二年間で、当別町の幼保一元化検討協議会で、認定こども園について検討を四回重ねてきた。認定こども園の設置移行に向けて検討すべきと意見をまとめていただいている。町は検討結果を踏まえて、平成十九年から具体的な検討に入ることとしている。公設公営か、民設民営か、規模、機能について、精力的に検討してまいりたく、検討過程で住民の意見をより多く取り組む方針を検討して、住民と合意のもとに十九年度中にも方向を導き出して、当別町の認定こども園について進

めてまいりたい。

命と暮らしを守ると云う 地方自治精神にそった 予算か

堀 梅治 議員
(日本共産党)



町長は町民生活がどんなにつらいか知っているか
問 町長が今年度の予算を立てるに当たってどんなに苦悩したかを物語る予算の中心でございませうが政府が弱小町村に対する交付税の削減で弱い自治体が町民の命と暮らしを守る事が出来ないこととに町長が国に対し町民の命と暮らしを守り予算をくめる交付税の増額を求めめる決意が伝わって来ないが町長の決意を求め

町長 地方自治体が陥っている財政状況の現状については、機会あることに国、道に対し自治体の窮状、問題点などをその都度遠慮なく申し上げてきている。

先般も北海道町村会の農政特別委員会委員の一人として上京してきたが痛切に感じるのは、ただ国にこういう行政では困る、こういう農政では困るとかということだけでは限界が来ているということ。既に北海道の酪農地帯は、自己防衛をきつちりやっている。石狩管内で、酪農の少ない当別では想像もできないかもしれないが、しっかりと足元を固める必要がある。

現在の町財政になった
根源と責任はどこにある
問 税金でもない除雪費を負担させる。職員給与と削減される。こんな予算に私は議員として強い責任を感じているが町長はこのことについてどう考えているのか。町の住民税、固定資産税の未納者は千六百件、国保税の未納五百九十九戸、

この苦しい町民の生活を直撃する予算をなんとかするための対応が必要と考えるが町長の考え方を問う。

町長 当別町の場合は行財政再構築プラン二年間の努力の結果、一般会計は赤字決算をしておりません。

そういう頑張る自治体として評価をいただき交付税を少しでも有利にということ、こういう努力を町民の皆さんにわかしてもらおう努力をしなればならなく、説明に徹しながら、健全財政を目指していかねばならない。

町の行政推進員制度の改正は誰のためか

問 制度を改正することは町内会の自治を補完するためなのか。私は改正の目的が町の方針を町内会に押しつける役割を強くするのでないかと心配しております町長の考え方を伺います。

町長 行政推進委員の方にご苦勞をおかけしていると思っており、行政推進委員に地区、町内のこ

とをお任せしたという姿勢だけではだめだなという反省に立ち、それを補うように町の担当職員を割りつけようということが町内会を支配、威圧することにならないので安心いただきたく、むしろ協働のまちづくりが速やかにいくように、議員の立場からもご支援をお願いしたい。

今年の教育予算で

当別町の教育が守れるか
問 私には教育行政方針をお聞きして非常に素晴らしい考え方を述べておられますが、教育行政方針を十分に執行に値する予算の裏付けがあるようには思えないのですが教育長の考え方を伺いします。

教育長 予算と執行方針との関係ですが、私たちが一番気にしなければならぬのは児童生徒の思いを教師が的確に受けとめられる学校かということが大切なことではないか。そういう意味で学校の体制づくり、そのための教育相談づくり、教師の指導体制など、カウン

セラー、心の教育相談員、少年指導センターの指導員、これらの人たちが教育相談にかかわるような体制づくり。教育相談の電話相談等を活用していく。

少年指導センター
指導員による電話相談



教師が相談を受けられるような、あるいは子供たちをきちんと見られるような、状況によってはおちゃんと相談できるような教師の資質の向上が非常に大きな役割を果たすことから、今年度は、ベテランの先生方、研究機関の講師等を活用しながら、先生方の研修を進め

ていく形のソフト面の充実を図り、いじめ問題への対応を充実させていきたい。

排雪費負担は、ごみ有料化を教訓とした住民理解を

桑内 雅彦 議員
(民主の会)



将来のまちづくりは

問 自治体として、いかに住民参画の行政に取り組み、いかに努力をして自立への道筋を方向づけるかが大きな課題である執行方針からは当別町の将来像が見えてこない。また、重点施策からも真新しいものは少なく、これまでの施策を踏襲しているという印象はぬぐい切れない。町民からは、

今後の当別町をどのような方向に進めようとしているのかわからないといった声も聞かれ、町長の描く町の将来像を示してほしいという声も聞かれる。

こうした町民の期待にこたえるためにも、将来のまちづくりの方向性について示すことも必要と思われる。十九年度予算編成は、常識では考えられない断行による予算編成であった。こうした財政危機を乗り越え、住民との協働、参画によって町民に対し、将来展望を示していくことも必要ではないか伺いたい。

町長 当別町は道央圏を一角とする中にあり都市圏に近い町でさまざまな交流や知的な財源が流入する、医療大学生、新住民の方々など、知的財源の流入など見出しながら田園風景と農家の意欲、温かさ、など多くの人に伝えて、一人一人の努力と大勢の協力により可能な限り美しいまちづくりと子育てに安全なまちを目指してまいりたい。また、基本計画、基本構想

の策定に当たっては、多くの町民とのご意見を集約していきたい。

幾何学模様の美しい田園風景
〜当別を空から眺める〜



排雪制度の見直しに

問 町は今冬期における三回目の排雪費について住民負担をお願いした。関係する町内会長さんのご苦労と苦悩は大変なものであったと推察する。

町はごみ有料化では時間をかけ、しっかり住民説明を行った。これを教訓に、この間の経過、町

財政、排雪費の捻出、町内会（町民）からの声、そして決定事項等多くの手段を講じ、住民説明、周知をどう徹底するのか伺いたい。

町長 除排雪の案件については朝から答弁申し上げてきたところだが、十八年度と十九年度のの違いによる混乱が起きたら困るので十八年の雪対策町民協議会で、一回目の排雪を二月十三日からお知らせした。

一回目はとりあえずやり、二回目はさらに慎重にやるというお知らせをして、そのときに三回目は自己負担になるということを全戸配布回覧を町内会にお願いして配布しているのもう相当前に回覧されている。

なお、太美中央町内会と栄町町内会については、個別の調査をさせていただき、結果を全戸に町の方で配布している。十九年度については議案終了後、広報等で掲載されると思いますが混乱のないように、町内会長さんをお願いをしている。